

## 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)研究者登録資格に係るガイドライン

1. 東京医科大学・東京医科大学病院・東京医科大学茨城医療センター・東京医科大学八王子医療センターに勤務し、下記の職にある者を本学における登録資格者とする。
  - 1) 主任教授・教授・臨床教授・准教授・臨床准教授・講師・臨床講師・助教・臨床助教・病院助教・研究助教
  - 2) 特任教員（特任教授・准教授（特任）・講師（特任）・助教（特任））
  - 3) 臨床研究員（臨床研究医・専攻医）・研究員
  - 4) 非常勤教員（客員教授・客員准教授・非常勤講師）・客員研究員
  - 5) 非常勤医師・非常勤歯科医師
  - 6) ポストドクター（PD）
  - 7) 助手
  - 8) 医療技術職員
  - 9) 看護職員
  - 10) 事務職員
  
2. 4) 非常勤教員でその雇用に係る原資が他の外部資金の者及び6) ポストドクター（PD）については、本来その外部資金に係る業務に専念しなければならない。また5) 非常勤医師・非常勤歯科医師、7)～10)の助手～事務職員については、本来それぞれの職務があり、研究活動そのものが主たる業務ではない。よってこれらの職にある者が、研究代表者として研究計画調書の提出を希望する場合又は研究分担者として研究承諾書の提出を希望する場合は、別紙の登録要件を全て満たすことを条件とし、研究計画調書や研究承諾書の提出時に、「研究者登録申請書」を受入責任者（主に研究活動を行う所属長）と施設長承認の上で学長に提出し、承認を得るものとする。
  
3. 競争的資金の研究代表者として研究計画調書を応募した者で、交付内定時に職名が変更されている場合、本学を退職する予定がある場合、他の研究機関へ異動する場合には、速やかに研究支援課に申し出るものとし、必要がある場合には、関係書類の提出を行う。

窓口：

大学研究支援課

内線：385・457・412

Mail：kenkyu-s@tokyo-med.ac.jp